

< 参考資料 > 個別理論（理論マスター3－14から抜粋）

無償又は低額による資産の移転

I 移転した者の取扱い

1 棚卸資産等（法40①）

(1) 次の事由により、居住者の有する棚卸資産（準棚卸資産、事業所得の基因となる山林及び有価証券を含む。）の移転があった場合には、そのそれぞれに掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

① 贈与（相続人に対する死因贈与を除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）

……その贈与又は遺贈の時ににおけるその棚卸資産の価額

② 著しく低い価額の対価による譲渡

……その対価の額とその譲渡の時ににおけるその棚卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

(2) 相続、相続人に対する死因贈与、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈により(1)の資産の移転があった場合には課税されない。

2 譲渡所得の基因となる資産等（法59）

(1) 次の事由により、居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時ににおける価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。

① 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）

② 著しく低い価額（時価の2分の1未満）の対価による譲渡（法人に対するものに限る。）

(2) 居住者が、(1)の資産を個人に対し時価の2分の1未満の対価により譲渡した場合において、その対価の額が必要経費又は取得費及び譲渡費用の額の合計額に満たないときは、その不足額はなかったものとみなす。

(3) 個人に対する贈与、限定承認以外の相続、個人に対する遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）により(1)の資産の移転があった場合には課税されない。

3 その他

(1) 国等に対する贈与等の非課税（措法40①）

居住者が、上記 2(1)の資産を国、地方公共団体及び特定の公益法人等に対し贈与又は遺贈した場合には、その贈与又は遺贈はなかったものとみなす。

(2) 寄附金控除（法78、措法40⑭）

居住者が、国、地方公共団体及び特定の公益法人等に対して資産を贈与又は遺贈した場合には、その贈与又は遺贈の時ににおけるその資産の価額に相当する金額を特定寄附金の額として寄附金控除の規定を適用する。

但し、(1)の場合には、贈与又は遺贈した資産の必要経費又は取得費及び譲渡費用の額の合計額が特定寄附金の額とされる。

(3) 必要経費算入（法37）

事業所得等を生ずべき業務を行う居住者が資産を贈与した場合で、その贈与がその業務の遂行上直接必要なことが明らかであるときは、その資産の価額は、その年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する。

II 取得した者の取扱い

1 資産の取得による所得

(1) 個人からの取得（法9①十五）

相続、遺贈又は個人からの贈与により資産を取得（低額譲受けを含む。）することによる所得については、所得税を課さない。

(2) 法人からの取得（法34）

法人からの贈与により資産を取得（低額譲受けを含む。）することによる所得は、原則として一時所得として課税される。

2 受贈資産に付すべき取得価額等

(1) 棚卸資産等（法40②）

① 上記 I 1(1)により取得した資産は、その取得時ににおけるその棚卸資産の価額相当額で取得したものとみなす。

② 上記 I 1(2)により取得した資産は、その被相続人がその資産につき選定している評価方法による被相続人死亡時ににおける評価額を取得価額とする。

(2) 譲渡所得の基因となる資産等（法60）

① 上記 I 2(1)により取得した資産は、その取得時ににおけるその資産の価額相当額で取得したものとみなす。

② 上記 I 2(2)及び(3)により取得した資産は、その相続人等がその資産を引き続き所有していたものとみなす。